

神奈川県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援補助金（医療分）交付要綱 新旧対照表

新	旧
<p>神奈川県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援補助金（医療分）交付要綱</p> <p>第1条～第11条（略）</p> <p>（実績報告）</p> <p>第12条 規則第12条の規定による実績報告は、第6号様式による実績報告書に必要な書類を添えて、事業完了の日から起算して1月を経過した日（第10条により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から起算して1月を経過した日）又は翌年度<u>4月9日</u>のいずれか早い日までに知事に報告するものとする。</p> <p>2 消費税及び地方消費税を補助対象経費とする場合にあっては、補助事業者は、前項の実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかな場合には、これを補助金額から減額して報告するとともに、その計算方法や積算の内訳等を記載した書類を報告書に添えて提出しなければならない。</p> <p>第13条～第17条（略）</p> <p>（実施期間）</p> <p>第18条 実施期間は、令和2年4月1日から令和3年3月31日までとする。</p> <p>ただし、別表の感染症検査機関等設備整備事業のうち、全自動化学発光酵素免疫測定装置の整備については、令和2年6月25日から令和3年3月31日までを実施期間とする。</p>	<p>神奈川県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援補助金（医療分）交付要綱</p> <p>第1条～第11条（略）</p> <p>（実績報告）</p> <p>第12条 規則第12条の規定による実績報告は、第6号様式による実績報告書に必要な書類を添えて、事業完了の日から起算して1月を経過した日（第10条により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から起算して1月を経過した日）又は翌年度<u>4月5日</u>のいずれか早い日までに知事に報告するものとする。</p> <p>2 消費税及び地方消費税を補助対象経費とする場合にあっては、補助事業者は、前項の実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかな場合には、これを補助金額から減額して報告するとともに、その計算方法や積算の内訳等を記載した書類を報告書に添えて提出しなければならない。</p> <p>第13条～第17条（略）</p> <p>（実施期間）</p> <p>第18条 実施期間は、令和2年4月1日から令和3年3月31日までとする。</p> <p>ただし、別表の<u>新型コロナウイルス感染症対策事業のうち、病床確保料及び宿泊施設の借上げ料、食費並びに新型コロナウイルス感染症重点医療機関体制整備事業</u>については、令和2年4月1日から同年9月30日までとし、感染症検</p>

査機関等設備整備事業のうち、全自動化学発光酵素免疫測定装置の整備については、令和2年6月25日から令和3年3月31日までを実施期間とする。

附 則

この要綱は、令和2年6月22日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年9月4日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年6月22日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年9月4日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年10月29日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

別表1

事業区分	実施者
(1) (略)	(略)
(2) 新型コロナウイルス感染症対策事業	<軽症者等の自宅療養及び宿泊療養に係る経費> 1 政令市 <病床確保料> 2 神奈川モデル認定医療機関(注1)のうち事業区分(8)に該当しない者(注2)

別表1

事業区分	実施主体
(1) (略)	(略)
(2) 新型コロナウイルス感染症対策事業	<軽症者等の自宅療養及び宿泊療養に係る経費> 1 政令市 <病床確保料> 2 神奈川モデル認定医療機関(注1)のうち事業区分(8)に該当しない者(注2)

	<u>3</u> その他知事が認める者 <上記以外の経費> <u>4</u> 神奈川モデル認定医療機関（注2） <u>5</u> その他知事が認める者		<上記以外の経費> 3 神奈川モデル認定医療機関（注2） 4 その他知事が認める者
（3）新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関設備整備事業	1 神奈川モデル認定医療機関 ※ ただし、重点医療機関協力病院（協力B）については、知事が認める者に限る。 <u>2</u> その他知事が認める者	（3）新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関設備整備事業	1 神奈川モデル認定医療機関 ※ ただし、重点医療機関協力病院（協力B）については、知事が認める者に限る。
（4）帰国者・接触者外来等設備整備事業	1 帰国者・接触者外来 <u>2</u> 発熱診療等医療機関（注3）	（4）帰国者・接触者外来等設備整備事業	1 帰国者・接触者外来
（5）～（7） （略）	（略）	（5）～（7） （略）	（略）
（8）新型コロナウイルス感染症重点医療機関体制整備事業	1 神奈川モデル認定医療機関のうち次に掲げる者（注2） （1）高度医療機関 （2）重点医療機関 （3）重点医療機関協力病院（協力A） <u>2</u> その他知事が認める者 ※ 1、2とも国が定める重点医療機関の要件を満たす者	（8）新型コロナウイルス感染症重点医療機関体制整備事業	1 神奈川モデル認定医療機関のうち次に掲げる者（注2） （1）高度医療機関 （2）重点医療機関 （3）重点医療機関協力病院（協力A）
（9）新型コロナウイルス感染症を疑う患者受入れのための救急・周産	1 市町村 2 疑い患者を診療する医療機関として県に登録された救急医療・周産期医療・小児医療のいずれかを担う機関	（9）新型コロナウイルス感染症を疑う患者受入れのための救急・周産	1 市区町村 2 疑い患者を診療する医療機関として県に登録された救急医療・周産期医療・小児医療のいずれかを担う機関

<p>期・小児医療体制 確保事業</p>		<p>期・小児医療体制 確保事業</p>	
<p><u>(10) DMAT・DPAT 等医療チーム派遣 事業等</u></p>	<p><u>1 市町村</u> <u>2 その他知事が認める者</u></p>		<p>(注1) 神奈川県モデル医療機関認定要綱第5条第1項により認定された医療機関をいう。</p> <p>(注2) 別添「「神奈川県モデル」における重点医療機関等に係る国の指定要件との関係整理について」を参照のこと。</p>
<p><u>(11) 新型コロナ ウイルスに感染し た医師等にかわり 診療等を行う医師 等派遣体制の確保 事業</u></p>	<p><u>1 市町村</u> <u>2 その他知事が認める者（注4）</u></p>		
<p><u>(12) 新型コロナ ウイルス感染症に より休業等となっ た医療機関等に対 する継続・再開支 援事業</u></p>	<p><u>1 市町村</u> <u>2 その他知事が認める者（注5）</u></p>		
<p><u>(13) 新型コロナ ウイルス感染症重 点医療機関等設備 整備事業</u></p>	<p><u>1 神奈川県モデル認定医療機関のうち次に掲げる者（注2）</u>  <u>(1) 高度医療機関</u>  <u>(2) 重点医療機関</u>  <u>(3) 重点医療機関協力病院（協力A）</u>  <u>2 その他知事が認める者</u>  <u>※ 1、2とも国が定める重点医療機関の要件を満たす者。または、新型コロナウイ</u></p>		

ルス感染症患者等入院医療機関で、高度な医療を提供する者（注6）

- (注1) 神奈川モデル医療機関認定要綱第5条第1項により認定された医療機関をいう。
- (注2) 別添「『神奈川モデル』における重点医療機関等に係る国の指定要件との関係整理について」を参照のこと。
- (注3) 「次のインフルエンザ流行に備えた体制整備について」（令和2年9月4日厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）に基づき県が指定した発熱診療等医療機関
- (注4) 新型コロナウイルス感染症に感染（同感染症の疑いがある場合を含む）し診療が行うことができなくなった医師又は薬剤師が勤務する医療機関・薬局において代わりに診療等に従事するため、医師又は薬剤師の派遣を行う医療機関・薬局。ただし、派遣先となる薬局については、日常生活圏域（具体的には中学校区）に1件のみ所在する薬局を対象とする。
- (注5) 新型コロナウイルス感染により、休業・診療縮小を余儀なくされた医療機関・薬局。ただし、支援対象となる薬局については、日常生活圏域（具体的には中学校区）に1件のみ所在する薬局を対象とする。
- (注6) 高度な医療を提供する医療機関とは、体外式膜型人工肺や人工呼吸器を用いて新型コロナウイルス感染症の重症患者等の治療を行う医療機関であって、整備対象

設備を組み合わせる様々な容態の患者に対して効果的な治療を行う医療機関

別表 2

1 事業区分	2 基準額	3 対象経費
(1) (略)	(略)	(略)
(2) 新型コロナウイルス感染症対策事業	<p>知事が必要と認めた額</p> <p><b>【上限額】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・病床確保料</li> </ul> <p>①協力医療機関</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・稼働病床の病床確保料</li> </ul> <p>ICU 1床当たり 301,000 円/日</p> <p>HCU 1床当たり 211,000 円/日</p> <p>上記以外の病床</p> <p>1床当たり 52,000 円/日</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・休止病床の病床確保料</li> </ul> <p>ICU 1床当たり 301,000 円/日</p> <p>HCU 1床当たり 211,000 円/日</p> <p>療養病床</p> <p>1床当たり 16,000 円/日</p> <p>上記以外の病床</p> <p>1床当たり 52,000 円/日</p> <p>②その他知事が認める者</p>	

別表 2

1 事業区分	2 基準額	3 対象経費
(1) (略)	(略)	(略)
(2) 新型コロナウイルス感染症対策事業	<p>知事が必要と認めた額</p> <p><b>【上限額】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・病床確保料</li> </ul> <p>ICU 内の病床を確保する場合</p> <p>1床当たり 97,000 円/日</p> <p>重症患者又は中等症患者を受け入れ、酸素投与及び呼吸モニタリングなどが可能な病床を確保する場合</p> <p>1床当たり 41,000 円/日</p> <p>上記以外の場合</p> <p>1床当たり 16,000 円/日</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・宿泊施設借上げ費の室料</li> </ul> <p>1室当たり 13,100 円/日</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・食費 1食当たり 1,500 円 (飲料代及び配送費は除く)</li> </ul> <p>1日当たり 4,500 円</p>	

	<p>ICU内の病床を確保する場合</p> <p>1床当たり 97,000 円/日</p> <p>重症患者又は中等症患者を受け入れ、酸素投与及び呼吸モニタリングなどが可能な病床を確保する場合</p> <p>1床当たり 41,000 円/日</p> <p>上記以外の場合</p> <p>1床当たり 16,000 円/日</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 宿泊施設借上げ費の室料 1室当たり 13,100 円/日</li> <li>・ 食費 1食当たり 1,500 円 (飲料代及び配送費は除く) 1日当たり 4,500 円 (飲料代及び配送費は除く)</li> </ul>			(飲料代及び配送費は除く)	
(3)～(5)(略)	(略)	(略)	(3)～(5)(略)	(略)	(略)
(6) 感染症対策 専門家派遣等事業	知事が必要と認めた額	賃金、報酬、 <u>謝金、時間外勤務手当、特 殊勤務手当、</u> 会議費、旅費、需用費 (消耗品費、印刷製本費、	(6) 感染症対策 専門家派遣等事業	知事が必要と認めた額	賃金、報酬、 謝金、会議費、旅費、需用費(消耗品費、印刷製本費、材料費、光熱水費、燃料費、修繕

		材料費、光熱水費、燃料費、修繕料)、役務費(通信運搬費、手数料、保険料)、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、補助及び交付金			料)、役務費(通信運搬費、手数料、保険料)、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、補助及び交付金
(7) (略)	(略)	(略)	(7) (略)	(略)	(略)
(8) 新型コロナウイルス感染症重点医療機関体制整備事業	<p>知事が必要と認めた額</p> <p><b>【上限額】</b></p> <p><u>①重点医療機関である特定機能病院等</u></p> <p>・稼働病床の病床確保料</p> <p><u>ICU 1床当たり 436,000 円/日</u></p> <p><u>HCU 1床当たり 211,000 円/日</u></p> <p><u>上記以外の病床</u></p> <p><u>1床当たり 74,000 円/日</u></p>	委託料、補助及び交付金、病床確保料	(8) 新型コロナウイルス感染症重点医療機関体制整備事業	<p>知事が必要と認めた額</p> <p><b>【上限額】</b></p> <p>・稼働病床の病床確保料</p> <p><u>ICU 1床当たり 301,000 円/日</u></p> <p><u>HCU 1床当たり 211,000 円/日</u></p> <p><u>上記以外の病床</u></p> <p><u>1床当たり 52,000 円/日</u></p> <p>・休止病床の病床確保料</p> <p><u>ICU 1床当たり 301,000 円/日</u></p>	委託料、補助及び交付金、病床確保料



	<p>・<u>休止病床の病床確保料</u></p> <p><u>ICU 1床当たり 436,000 円／日</u></p> <p><u>HCU 1床当たり 211,000 円／日</u></p> <p><u>療養病床 1床当たり 16,000 円</u> <u>／日</u></p> <p><u>上記以外の病床</u> <u>1床当たり 74,000 円／日</u></p> <p><u>※特定機能病院等とは、特定機能病院及び特定機能病院と同程度に新型コロナウイルス感染症の重症患者を受け入れている医療機関とする。特定機能病院と同程度に新型コロナウイルス感染症の重症患者を受け入れている医療機関は、具体的には、体外式膜型人工肺による治療を行う患者が延べ3人以上の月又は人工呼吸器による治療を行う患者が延べ10人以上の月がある医療機関とする。</u></p> <p><u>②重点医療機関である一般病院</u></p> <p>・<u>稼働病床の病床確保料</u></p> <p><u>ICU 1床当たり 301,000 円／日</u></p> <p><u>HCU 1床当たり 211,000 円／日</u></p> <p><u>上記以外の病床</u></p>			<p><u>HCU 1床当たり 211,000 円／日</u></p> <p><u>療養病床 1床当たり 16,000 円</u> <u>／日</u></p> <p><u>上記以外の病床</u> <u>1床当たり 52,000 円／日</u></p>	
--	---	--	--	---	--

	<u>1床当たり 71,000 円/日</u>  <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>休止病床の病床確保料</u></li> </ul> <u>ICU 1床当たり 301,000 円/日</u> <u>HCU 1床当たり 211,000 円/日</u> <u>療養病床 1床当たり 16,000 円/日</u> <u>上記以外の病床</u> <u>1床当たり 71,000 円/日</u>			
(9) (略)	(略)	(略)	(9) (略)	(略)
<u>(10) DMAT・DPAT等医療チーム派遣事業</u>	<u>知事が必要と認めた額</u>  <u>【上限額】</u> <u>(医療チーム派遣経費)</u> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>医師 1人1時間当たり 7,550 円</u></li> <li>・<u>医師以外の医療従事者 1人1時間当たり 2,760 円</u></li> <li>・<u>業務調整員 1人1時間当たり 1,560 円</u></li> </ul> <u>(医療チーム活動費)</u> <u>実費相当額</u> <u>※医療チームの活動費とは、個人防護具、医薬品、医療用消耗品、一般消耗品の購入など、医療チー</u>	<u>賃金、報酬、謝金、旅費、需用費（消耗品費、材料費、燃料費、食糧費）、役務費（通信運搬費、手数料、保険料、委託料、使用料及び賃借料、補助及び交付金</u>	<p>(注1) 簡易病室とは、テントやプレハブなど簡易な構造をもち、緊急的かつ一時的に設置するものであって、新型コロナウイルス感染症患者等に入院医療を提供する病室をいう。</p> <p>(注2) 簡易診療室とは、テントやプレハブなど簡易な構造を持ち、緊急的かつ一時的に設置するものであって、新型コロナウイルス感染症患者等に外来診療を行う診療室をいう。</p>	

	ムが新型コロナウイルス感染症患者に対応するために必要な費用をいう。”	
(11) <u>新型コロナウイルスに感染した医師等にかわり診療等を行う医師等派遣体制の確保事業</u>	<u>知事が必要と認めた額</u> <u>【上限額】</u> <u>・医師 1人1時間当たり 7,550円</u> <u>・薬剤師 1人1時間当たり 2,760円</u>	<u>賃金、報酬、謝金、旅費、</u> <u>役務費（保険料）、委託料、補助及び交付金</u>
(12) <u>新型コロナウイルス感染症により休業等となった医療機関等に対する継続・再開支援事業</u>	<u>知事が必要と認めた額</u> <u>【上限額】</u> <u>・HEPA フィルター付空気清浄機購入額の1/2（事業者負担が1/2）</u> <u>※購入額の上限は1台当たり 905,000円</u> <u>※1施設当たりの上限は2台（但し薬局については1台）</u> <u>・消毒費用等 総事業費の1/2（事業者負担が1/2）</u> <u>※総事業費の上限は1施設当たり 600,000円</u>	<u>需用費（消耗品費）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、補助及び交付金</u>

<p>(13) <u>新型コロナウイルス感染症重点医療機関等設備整備事業</u></p>	<p><u>知事が必要と認めた額</u></p> <p><u>【上限額】</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>超音波画像診断装置</u> 1台あたり 11,000,000円</li> <li>・ <u>血液浄化装置</u> 1台あたり 6,600,000円</li> <li>・ <u>気管支鏡</u> 1台あたり 5,500,000円</li> <li>・ <u>CT撮影装置等（画像診断支援プログラムを含む）</u> 1台あたり 66,000,000円</li> <li>・ <u>生体情報モニタ</u> 1台あたり 1,100,000円</li> <li>・ <u>分娩監視装置</u> 1台あたり 2,200,000円</li> <li>・ <u>新生児モニタ</u> 1台あたり 1,100,000円</li> </ul>	<p><u>使用料及び賃借料、備品購入費、補助及び交付金</u></p>	
<p>(注1) 簡易病室とは、テントやプレハブなど簡易な構造をもち、緊急的かつ一時的に設置するものであって、新型コロナウイルス感染症患者等に入院医療を提供する病室をいう。</p> <p>(注2) 簡易診療室とは、テントやプレハブなど簡易な構造を持ち、緊急的かつ一時的に設置するものであって、新型コロナウイルス感染症患者等に外来診療を行う診療室をいう。</p>			